

鹿 児 島 県 公 報

平成30年10月19日（金）第3461号の2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

公 安 委 員 会 規 則

○鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（※）（交通企画課取扱い） 1

公 安 委 員 会 規 則

鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月19日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

鹿児島県公安委員会規則第5号

鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鹿児島県道路交通法施行細則（昭和53年鹿児島県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第18条の2の2」を「第18条の2の3」に改め、同条第4号中「及び第23条第1項の届出書」を削り、「当該指定及び届出に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長」を「鹿児島県警察本部交通部交通企画課長」に改め、同条中第7号を第8号とし、同条第6号オ中「期間前更新申請書」を「特例更新申請書」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第23条第1項の届出書

当該届出に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長

第6条第1項第4号中「（パーキング・メーターが設置されている場所で、当該パーキング・メーターの供用時間内の駐車にあっては、アからサ及びシ(カ)に掲げるものに限る。）」を削る。

第10条第1号ア中「の自転車及び三輪の普通自転車」を「又は三輪の自転車」に改め、同号ア(カ)を次のように改める。

(カ) 16歳以上の運転者が、タンデム車（2人乗り用としての構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた自転車をいう。）に幼児以外の者1人を乗車させているとき。

第10条第1号アに次のように加える。

(キ) 運転者以外の者を並列に乗車させる構造を有する乗車装置に1人又は2人を乗車させているとき。

第10条第1号イ中「の自転車及び三輪の普通自転車」を「又は三輪の自転車」に改める。

第12条第10号中「第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許」を「第85条第1項若しくは第2項又は法第86条第1項若しくは第2項の規定により準中型自動車又は普通自動車を運転することができる免許」に、「当該普通自動車対応免許に補聴器を用いないで普通自動車を運転するときは法第71条の6第1項」を「補聴器を使用しない場合に当該免許に法第71条の6第1項又は第2項」に、「用いない」を「使用しない」に、「をいう」を「又は準中型自動車をいう」に改める。

第13条第3項第4号中「第29条第1項第2号」を「第29条第1項第3号」に改める。

第22条第1項中「第14条の2」を「第14条の2第2号」に改める。

第23条第1項中「第14条の2」を「第14条の2第1号」に改める。

第24条第1項中「確認証」を「届出確認証」に改める。

第31条第2項中「運転免許試験受験停止期間通知書」を「運転免許受験停止期間指定通知書」に改める。

第37条中「第90条第2項」を「第90条第4項」に改める。

第38条中「運転免許証の更新を受けようとする者又は特定失効者に対する講習等の実施に関する規則」を「運転免許証の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消処分者に対する講習等の実施に関する規則」に改める。

別記様式第6号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第26号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、

「

鹿児島県収入証紙ちょう付欄

」を

「

鹿児島県収入証紙貼付欄

」に改める。

別記様式第26号の2中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、

「

郵便番号	(〒 —)
住 所	市・郡

」を

「

住 所	市・郡
-----	-----

」に改

める。

別記様式第34号を次のように改める。

様式第34号（第34条の2，第34条の4関係）

運転経歴証明申請書（交付・再交付）

鹿児島県公安委員会 殿

折 曲 厳 禁	申請年月日	<input type="text"/> <input type="text"/> 年 <input type="text"/> <input type="text"/> 月 <input type="text"/> <input type="text"/> 日			資料区分	サブコード
	フリガナ				36	B9
	(新)氏名	(氏)	(名)		[写真貼付 (30×24mm)]	
	生年月日	<input type="text"/> <input type="text"/> 年 <input type="text"/> <input type="text"/> 月 <input type="text"/> <input type="text"/> 日				
住 所	アパート・団地名・部屋番号も記入してください。 市 郡					
免許証番号	<input type="text"/>					
申請取消日	年 月 日	受 理 (登録) 番 号	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>			
受理所属名	警察署・幹部派出所 免許管理課		受 理 (処 理) 者 印	印		
本 人 確 認 ・ 記 載 事 項 変 更 確 認 書 類	①写真付公的 証明書の名称 パスポート マイナン バーカード					
	②公的証明書 住 民 票 保 険 証 郵 便 物 領 取 書 登 録 証 明 書 車 検 証 契 約 書 預 貯 金 通 帳 キ ャ ッ シ ュ カ ー ド	氏 名 生 年 月 日 本 籍 ・ 国 籍 住 所 交 付				
	免許証番号	<input style="width: 100%; height: 40px;" type="text"/>				

①は1種類，②は2種類で確認すること。

別記様式第35号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、

「
鹿
児
島
県
収
入
証
紙
ち
よ
う
付
欄
」
を
「
鹿
児
島
県
収
入
証
紙
貼
付
欄
」
に改める。

別記様式第37号中

「
アパート・団地名・部屋番号も記入してください。
町
市・郡 丁目
村
」
を

「
アパート・団地名・部屋番号も記入してください。
市・郡
」
に、

「
住民票 保険証 郵便物 領収証
登録証明書 車検証 契約書 ()
」
を

「
住民票 保険証 郵便物 領収証 車検証
契約書 マイナンバーカード ()
」
に改める。

別記様式第39号中

「
市 丁目 番 号
郡 町・村 番地
」
を

「
市
郡
」
に、

「1,000円」を「1,100円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6条第1項第4号及び第10条第1号の改正規定は、平成30年11月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の鹿児島県道路交通法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。